

# 後見制度支援預金 特別約定

愛知県中央信用組合

後見制度支援預金は「普通預金（無利息型普通預金を含む）規定」（以下、「規定」といいます。）に定めるところに加えて、以下の特別約定（以下「特約」といいます。）に定めるところにより取扱います。

## 1. （利用対象者）

- (1) 家庭裁判所から「指示書」を交付された方のみご利用いただけます。
- (2) この預金の手続を、後見人が他の方に包括的に代理権を授与して行うことはできません。ただし、個々の取引手続について、後見人が代理人による手続を要する特段の理由があり、当組合が承認する場合に限り、「委任状」による手続を行うことができます。

## 2. （手数料）

- (1) 後見制度支援預金の口座開設にあたっては、当組合所定の口座開設手数料をいただきます。
- (2) 口座開設後2年目以降毎年、当組合所定の日に当組合所定の口座管理手数料をいただきます。なお、契約期間中に解約する場合、口座管理手数料は返却しません。
- (3) 口座開設手数料および口座管理手数料は、後見制度支援預金口座から口座振替によりいただくものとし、預金口座からの払戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は不要とします。
- (4) 未利用口座管理手数料の対象外となります。
- (5) 当組合が諸手数料を改定または新設する場合には、原則として、改定後の内容または新設内容を当組合ホームページに掲示する方法、その他当組合所定の方法により告知します。

## 3. （取扱店の限定）

口座取引店のみを窓口として取扱うものとします。

## 4. （取引の方法）

すべての取引は「指示書」に基づき取扱うものとし、当組合所定の手続申込書に届出の印章を押印して通帳とともに提出してください。なお、当組合は、お客様から、当該手続申込書の提出を受け、当組合がこれを承諾したときは、後見制度支援預金に係る契約が成立するものとします。

## 5. （振込・振替の取扱い）

- (1) この預金では、次項に定める場合を除き、振込金または振替金の受入れを行うことはできません。
- (2) この預金で、受入れすることができる振込金または振替金は、この預金口座を開設する当店の別の口座からの振込金または振替金を、裁判所による「指示書」に基づく範囲で受入れる場合に限りです。

## 6. (預金の払戻し)

- (1) この預金を払戻すときは、裁判所による「指示書」の原本提出のうえで、当組合所定の払戻請求書に預金名義人となる被後見人と後見人の記名を併記し、後見人による届出の印章を押印して、通帳とともに提出してください。

## 7. (自動支払い)

- (1) この預金口座からの各種料金等の自動支払いはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。
- (2) 前項に係らず、裁判所による「指示書」に基づき、この預金から、この預金と同じ名義人の当店に開設する別の普通預金口座へ、一定額を一定期間毎に自動振替する必要がある場合のみ、当組合所定の手続にて申込むことにより、当組合が提供する預金自動振替サービスを利用することができます。

## 8. (付帯サービスの取扱い)

- (1) キャッシュカードの発行はできません。
- (2) インターネットバンキングなどの各種付帯サービスを利用することはできません。

## 9. (ATM利用)

ATMでのご利用はできません。窓口でのお取扱いに限定します。

## 10. (解約)

この預金口座は、以下の事由による場合のみ、当組合所定の手続きにより、解約することができます。

- (1) 被後見人が死亡した場合
- (2) 家庭裁判所による「指示書」に基づく場合
- (3) 成年被後見人の後見開始取消審判が確定した場合
- (4) 未成年後見の場合で、未成年被後見人が成人に達した場合など、法定後見制度の適用外となった場合（婚姻により成年に達したとみなされた場合を含みます）
- (5) 法令の改正等により、この預金の取扱いを継続することができないと当組合が判断した場合

## 11. (適用条項)

- (1) この特約に定めのない事項については、規定が適用されるものとします。
- (2) 特約の条項と規定の条項が抵触する場合には、この特約の条項が優先して適用されるものとします。
- (3) この特約および規定に定めのない事項が発生した場合は、当組合と協議のうえ決定します。

## 12. (特約の変更等)

- (1) 当組合は、法令の変更、金融情勢その他の理由により、この特約の各条項の定めを変更する必要があるときには、民法第 548 条の 4 の規定に基づいて、変更できるものとします。
- (2) 当組合は、この変更するときは、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。

以上